

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

令和3年6月8日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

令和3年6月1日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人日本クォーターホース協会

(2) 代表者の氏名

坂下 ゆう子

(3) 主たる事務所の所在地

(変更前)

北海道茅部郡森町駒ヶ岳139番地49

(変更後)

静岡県富士宮市上井出3800番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、アメリカンクォーターホースの啓発に関する事業、育成・調教並びに繁殖のための支援に関する事業、アメリカンクォーターホースの啓発・支援等に関連する個人・団体との交流に関する事業を行い、人と馬とのふれあいを通じての豊かな社会生活の実現と社会教育の推進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。